

研修の対象者

(1) 育成財団が実施する児童厚生員等研修の対象者

① 児童館職員

- 児童館（児童福祉法に規定する児童厚生施設）に勤務する現任職員
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
 - ・施設長等

② 放課後児童支援員

- 放課後児童クラブ（児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業）に勤務する現任職員であって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく都道府県知事又は指定都市・中核市の長が行う研修を修了した放課後児童支援員

(2) 育成財団が実施する児童厚生員等研修の対象外となる場合

以下のいずれかに当てはまる場合は、児童厚生員等研修の対象外となります。

認定児童厚生員資格の取得も対象外となりますので申請できません。

- ① 児童福祉法に規定された児童館、放課後児童クラブ以外の施設・事業所に勤務する場合
- ② 学生アルバイト又はボランティア（有償を含む）に従事する場合
- ③ 週3日未満又は月12日未満の勤務、長期学休期間や産前産後休暇・育児休業期間の代替職員等として短期的に勤務する場合（目安として年間1000時間未満）
- ④ その他、児童厚生員等研修の目的・趣旨に合致しない場合

-
- 研修の参加申込みの際に、勤務状況に関する確認や証明書類の提出をお願いする場合があります。